

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年一月二十六日から同年二月八日までの間縦覧に供します。

平成二十八年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
東 弘通	桜井市大字笠六九八番地	宇陀市菟田野佐倉三三六番ほか三筆	
農事組合法人グリーンウェーブ月ヶ瀬	奈良市月ヶ瀬桃香野二五〇五番地	奈良市月ヶ瀬尾山三九七番二ほか二四三筆	
農事組合法人ティートム井ノ倉	奈良市月ヶ瀬桃香野五四一番地の一	奈良市月ヶ瀬尾山一一九八番一ほか九〇筆	
株式会社大和園	山辺郡山添村大字菅生二一九七番地の三	奈良市月ヶ瀬尾山三五一一三番ほか三四筆	
有限会社月ヶ瀬みのり園	奈良市月ヶ瀬長引一八四番地の四	奈良市月ヶ瀬尾山三七〇三番ほか一四筆	

西浦 博史	徳田 正	巽 直弥	小西 誠	久保田 敏実	奥上 武毅	尾上 栄樹	上久保 淳一	岩田 文明	今久保 洋一
奈良市月ヶ瀬桃香野四八九七番地	奈良市月ヶ瀬桃香野四九〇四番地	奈良市月ヶ瀬長引二九七番地	奈良市月ヶ瀬長引四三六番地の一	奈良市月ヶ瀬桃香野五六五六番地の二	奈良市月ヶ瀬桃香野五〇三〇番地	奈良市月ヶ瀬桃香野四六三八番地	奈良市月ヶ瀬桃香野四四六八番地	奈良市月ヶ瀬尾山一九六五番地	奈良市月ヶ瀬桃香野五〇二七番地の一
奈良市月ヶ瀬尾山一三四五番ほか五筆	奈良市月ヶ瀬桃香野五九一一番ほか一筆	奈良市月ヶ瀬尾山三七一五番ほか一六筆	奈良市月ヶ瀬尾山三五七四番ほか六筆	奈良市月ヶ瀬尾山三五二五番ほか六筆	奈良市月ヶ瀬尾山一五七七番一	奈良市月ヶ瀬尾山八六六番一ほか六筆	奈良市月ヶ瀬月瀬一一九五番二ほか一〇筆	奈良市月ヶ瀬尾山四九〇番ほか一七筆	奈良市月ヶ瀬尾山二〇五九番一ほか一七筆

西田 靖彦	農事組合法人奈良の郷	相澤 正之	西久保碾茶工場株式会社
奈良市月ヶ瀬長引二六五番地	奈良市南庄町一三六番地	奈良市都祁南之庄町一〇五九番地	奈良市丹生町一三三七番地
奈良市月ヶ瀬尾山七四四番ほか一筆	奈良市北村町五三五番一ほか二筆	奈良市都祁南之庄町五〇四番ほか二筆	山辺郡山添村大字西波多五五〇九番ほか二筆

二 申請年月日

平成二十八年一月十四日